

墓所使用者募集案内書

い り の れ い え ん 日立市入野霊園

～太平洋をのぞむ 全墓所南向きの霊園～

1 入野霊園の概要

- (1) 名 称 日立市 いりの れいえん 入野霊園
- (2) 所 在 地 日立市十王町山部684番地1
- (3) 区 画 数 537区画（全区画南向き）
- (4) 施設・設備 駐車場（28台）
トイレ 1棟
東 屋 1棟
水汲み場3ヶ所（手桶あり）



2 募集している墓所と墓所使用料、霊園管理料など

令和7年8月1日現在

種別	募集 区画 数	面積	規模 (間口×奥行)	墓所使用料		霊園管理料 (年)	仕 様
				市内のかた	市外のかた		
第1種	59基	5㎡	2×2.5m	450,000円	540,000円	5,240円	・土地のみです。 ・高さなどに制限があります。
第2種	7基	4㎡	1.6×2.5m	360,000円	432,000円	4,190円	
第3種	1基	4㎡	1.6×2.5m	360,000円	432,000円	4,190円	

- (1) 受付は、先着順になります。
- (2) 使用を希望する区画を自由に選択できます。現地を確認のうえ申込みしてください。
- (3) 墓所使用料には、墓碑等の設置費用は含まれておりません。
- (4) 霊園管理料は、1年分の金額です(使用料とは別途に納めていただきます。)

霊園の共有部分（通路、緑地等）の維持管理に使われ、納付は1年ごとになります。

3 申込者資格

- (1) 墓を必要としているかたであれば、どなたでも申し込むことができます。
- (2) 申込みは、一世帯につき1通(1区画)のみです。二重申込み及び虚偽等の不正申込をされた場合は、無効となります。

4 申込みから使用までの流れ

項 目	期 日	内 容
(1) 使用許可申請	平日 午前 9 時 から 午後 4 時 30 分まで	次の書類等を 環境推進課衛生管理係窓口 へ提出してください。 ①「墓所使用許可申請書」 ・申請者の項目に記入してください。 ・希望する区画は記入しないでください。 ②「住民票抄本」（日立市に住所のある方を除きます。） ・本籍記載、申込日前 1 ヶ月以内に交付されたもの ③「切手 1 4 0 円分」
(2) 使用料・管理料 納付通知書の 発送	申込日の 翌月初旬	書類審査後、「使用予定者」となったかたに墓所使用料及び霊園管理料の納付通知書を郵送します。
(3) 使用料・管理料 の納付	指定の 納付期限	<u>納付通知書に記載された納付期限までに、お近くの金融機関、市民課、各支所のいずれかで納付してください。</u> ①墓所使用料及び霊園管理料の領収書は、墓所使用許可証の交付の際必要となりますので、大切に保管してください。 ②納付期限までに墓所使用料及び霊園管理料を納付しないときは、使用を辞退したものととして取り扱います。（辞退される場合は、所定の辞退届に署名・捺印をしていただきます。）。
(4) 墓所使用許可証 の交付	申込翌月	墓所使用料及び霊園管理料を納付されたかたに「墓所使用許可証」を交付します。 時 間：午前 9 時から午後 4 時 3 0 分まで （休日は交付できません。） 場 所：日立市役所 環境推進課 衛生管理係 ①窓口交付の際、墓所使用料及び霊園管理料の領収書を提示していただきます。 ②(1)の手続きで郵送による交付を希望されているかたには郵送します。
(5) 墓所の使用開始	墓所使用 許可証の 交付日	<u>許可証が交付された日から使用開始</u> となります。 使用開始日前には、墓碑等の設置工事や焼骨の埋蔵はできません。

5 霊園管理料の納入方法について

翌年度からの霊園管理料の納付方法については、下記の二つの方法がありますので、どちらの方法をお選びください。

(1) 口座振替による納入

「市税等預金口座振替依頼書」に必要事項を記入し、口座を開設している各金融機関に提出してください。＊利用できる金融機関は依頼書をご覧ください。

(2) 納入通知書による現金での納付

市から送付する納入通知書により、現金で金融機関、市役所市民課、各支所で納入します。

6 墓所使用上の注意

(1) 納付された墓所使用料は、原則として返還しません。ただし、許可を受けた使用開始の日から3年以内に墓所を使用しなくなったときは墓所使用料の半額、3年を超え10年以内に墓所を使用しなくなったときは4分の1の額を返還します（下記のいずれにも該当する場合に限ります）。

（①墓所を現状に回復すること。②墓碑等を設置したことがないこと。③焼骨を埋蔵したことがないこと。）

(2) 墓所を使用しなくなった場合は、未使用月数分の霊園管理料を返還します。

(3) 墓所には、焼骨以外は埋蔵することはできません。

(4) 墓所使用権の譲渡、転貸はできません。

(5) 焼骨を埋蔵するまでに、地下納骨施設及び囲障を設けていただきます。

(6) 墓所に墓碑等を設置する場合は、設備の種類、設置場所、寸法等について制限がありますので、「7 墓碑等の設置基準」を参照してください。

(7) 墓碑に家名を表示する場合は、原則として墓所の使用許可を受けたかたの姓とします。

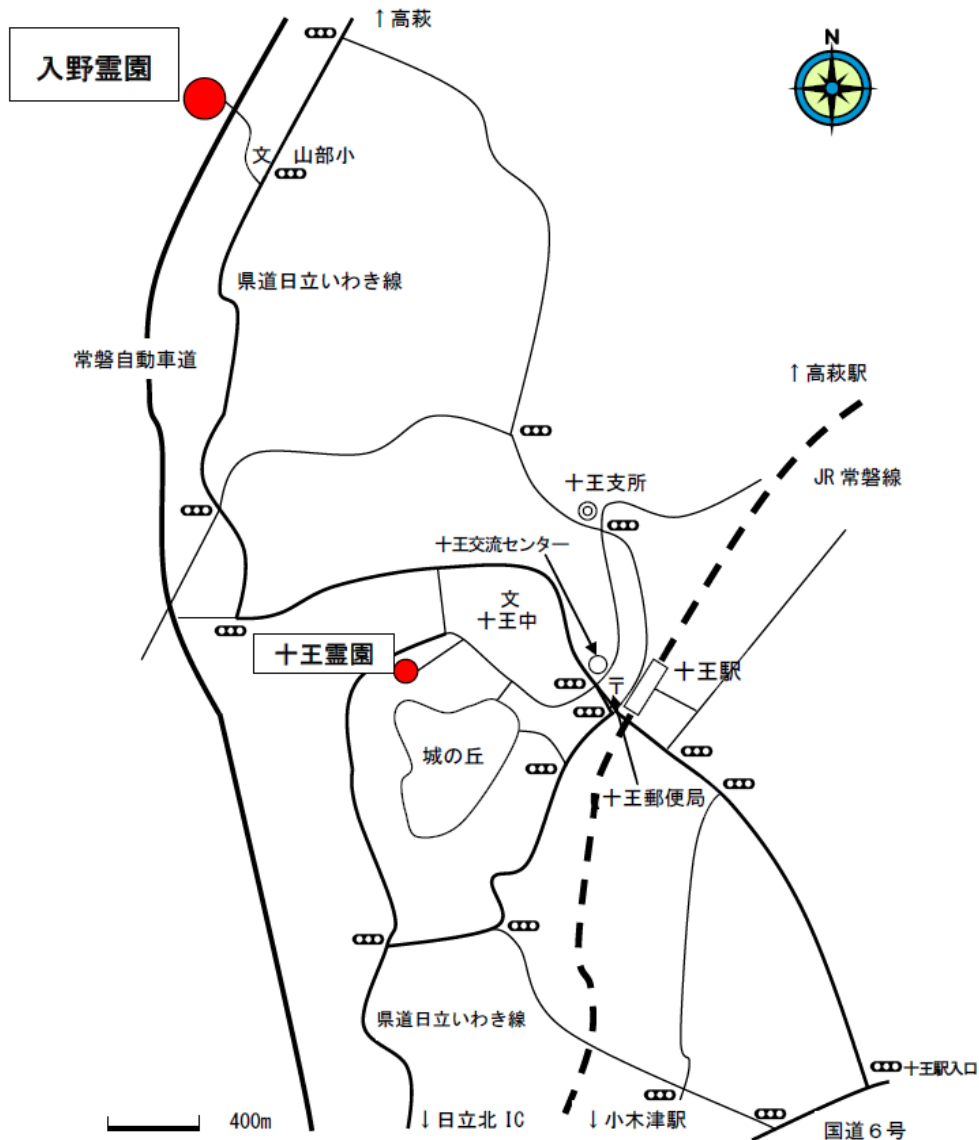
(8) 墓碑等の設置は、使用者の負担で施工してください。（工事期間は1ヶ月以内です。）

(9) 墓所は、使用者の責任において除草清掃して清潔に使用し、他に迷惑を及ぼさないようにしてください。また、除草剤は使用しないでください。

7 墓碑等の設置基準

設備の種類	設 置 基 準
墓 碑	① 高さは、第1種及び第2種は250cm以内とします。 第3種は150cm以内とします。 ② 基数は、1基とします。
地蔵尊、線香台 供物台、塔婆立 墓 誌、置 台 灯 籠、花 立	① 高さは、第1種及び第2種は160cm以内とします。 第3種は120cm以内とします。 ② 地蔵尊、線香台、供物台、塔婆立、墓誌、置台の基数は、1基とします。 ③ 灯籠、花立は一对とします。
囲 障	① 高さは、62cm以内とします。
備考	① 焼骨を埋蔵するまでに、地下納骨施設及び囲障を設けます。 ② 高さの基準面は、墓前路の縁石とします。 ③ 盛土は、高さ30cm以内とします。

日立市入野霊園案内



霊園への交通案内

- 1 自動車の場合
日立方面から、県道日立いわき線経由、山部小学校前で左折します。
- 2 バスの場合
J R 十王駅東口から、「十王駅発（山部経由）ゴルフ場線」のバスに乗車（12分）し、「山部小学校前」で下車後、徒歩10分 *西口始発の場合もあります。
- 3 タクシーの場合
J R 十王駅東口から約10分です。

お問い合わせ先

日立市 環境推進課 衛生管理係

〒317-8601 日立市助川町1丁目1番1号

電話 0294-22-3111 内線542・543

IP電話 050-5528-5067(直通)

E-mail kankyo@city.hitachi.lg.jp 当月1日現在の墓所の空き状況はこちらから

